

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	水道法			法令番号	昭和32年法律第177号							
手続名	水道事業の休止及び廃止の許可			根拠条項	第11条							
審査基準	<p>休止又は廃止後の当該地域の他の手段による水の獲得見込み等を勘案して総合的に判断する。</p> <p>ただし、給水人口5万人以下である水道事業に関する国土交通大臣の権限は、都道府県知事に委任されている。</p>											
	受付機関	管轄保健福祉事務所	処理機関	生活衛生課	交付機関	管轄保健福祉事務所	<table border="1"> <tr> <td>標準処理期間</td> <td>30日</td> <td rowspan="2">目次</td> </tr> <tr> <td>標準経由期間</td> <td>7日</td> <td>No.</td> </tr> </table>	標準処理期間	30日	目次	標準経由期間	7日
標準処理期間	30日	目次										
標準経由期間	7日		No.									